

基本施策 11 防災・減災

基本施策 1 1 「防災・減災」

施策 1 「地域防災力の向上」

1. 避難行動要支援者支援事業

【地域福祉課】

災害発生時において、避難行動要支援者に対する避難支援等の推進を図るため、避難行動要支援者の情報を地域と共有するための同意取得や地域への周知を図るとともに、災害時に自力で避難することが難しい避難行動要支援者に対し、実効性の高い避難支援を行えるよう個別避難計画の作成を推進します。

避難行動要支援者とは

- ① 65歳以上の高齢者のみ世帯で介護保険における要介護認定（要支援1～2、要介護1～2）を受けている方
- ② 要介護認定3以上を受けている方
- ③ 1・2級身体障害者手帳所持者 ※ただし、免疫障害者を除く
- ④ 療育手帳A判定所持者
- ⑤ 1級精神保健福祉手帳所持者
- ⑥ 指定難病患者のうち筋萎縮性側索硬化症患者、24時間人工呼吸器装着者
- ⑦ 小児慢性特定疾病児童等のうち24時間人工呼吸器装着者
- ⑧ その他市長が認めた者
 - ・①から⑦に該当しないが相応の支援が必要と認められる方



※自宅にお住まいの方が対象です。施設や病院などに長期入所・入院されている方、サービス付き高齢者向け住宅などにお住まいの方は対象となりません。

1 同意した場合に情報を共有する機関等

船橋市（消防団を含む）、警察、船橋市社会福祉協議会、安心登録カードを通じて地区社会福祉協議会、町会・自治会、民生委員・児童委員

2 共有する内容

氏名、生年月日、性別、住所、世帯人数、電話番号その他連絡先、避難行動要支援者の状況（要介護度、障害等級、難病の有無など）

個別避難計画作成状況

年度	5	6
個別避難計画 作成件数	40	207

施策 2 「防災体制の充実」

1. 災害医療対策

【健康危機対策課】

災害時により多くの市民へ適切な治療等を提供できることを目指し、医療救護活動及び公衆衛生活動等の体制強化を図るため、船橋市地域災害医療対策会議や各種訓練等を実施しています。

今後も、医療救護体制の強化を進め、発災直後の応急医療だけでなく、長期化する避難所生活においても医療を提供できるよう対策を図ります。

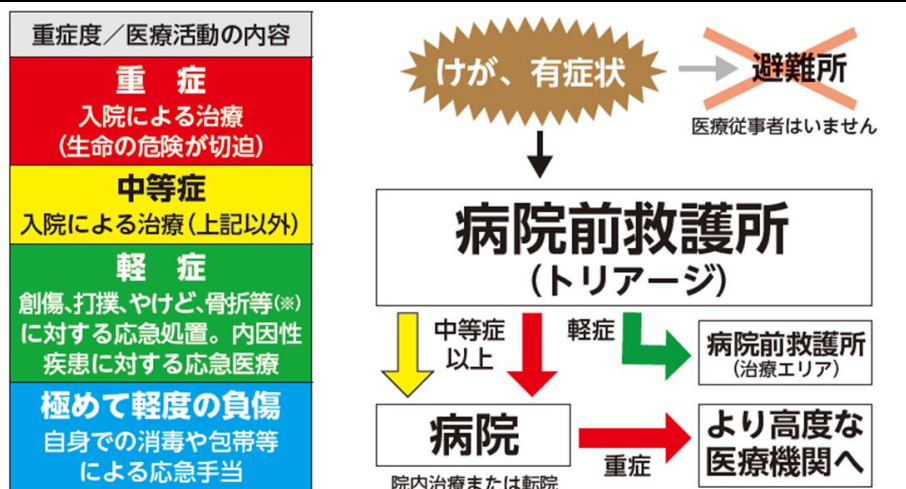
(1)発災直後の医療提供体制

本市では、震度 6 弱以上の地震が発生した際、市内 9 ヶ所の災害医療協力病院前に病院前救護所を開設し、市民を治療する体制としています。病院前救護所では、負傷した方をトリアージし、軽症者はその場で治療、中等症者及び重症者は災害医療協力病院内で治療しますが、状況により災害拠点病院（市立医療センター）等へ搬送します。

また、大規模な震災下にあつては、多数の市民が来院し、それぞれの病院において軽症者に対する治療医薬品（消毒液など）の不足が見込まれることから、こうした医薬品等を災害医療協力病院と市が協力して備蓄しています。

災害医療救護施設

医療提供の場所	設置数
災害拠点病院	1
災害医療協力病院	9
病院前救護所	9



(※) 平時であれば骨折等は病院での治療になりますが、災害時には骨折していても歩いて、生命の危険がない場合には軽症として対応することになります

- ★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
- ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(2) 訓練

訓練実績

(単位：回)

年度	4	5	6
病院前救護所設置・運営訓練	2★ ¹	4	5
災害医療対策本部運営訓練	1	2	2
その他訓練※	2	0	1

※令和4年度に職員参集訓練と医療センターとの情報連携訓練（総合防災訓練）を実施し、令和6年度に大規模地震時医療活動訓練（政府主催千葉県企画）に参加。